

奄美大島等における油漂着事案への環境省の対応状況について

(環境省 HP の掲載情報 (2月16日時点))

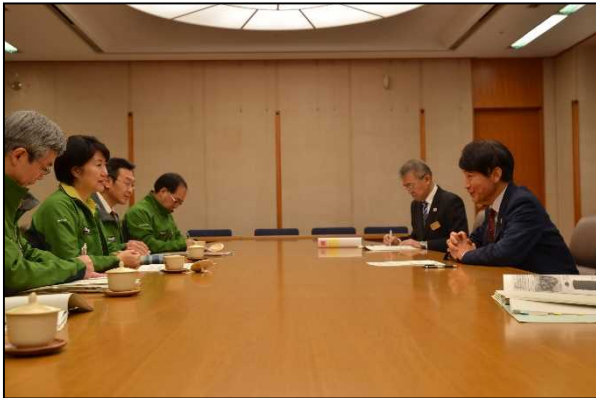
I. 対応の概要

1. 初動対応

- 2月2日、総理官邸内危機管理センターに情報連絡室が設置され、関係省庁課長級会議が開催されたことを受け、同日(2月2日)、「油汚染事故対策省内連絡会議」を開催するとともに、九州地方環境事務所長をチーム長とする「油汚染対策現地対策チーム」を設置し、本事案への対応体制を整備。
- 本事案に対し、初動対応として、現地自然保護官による油状の物の漂着状況や漂着地域における野生生物への影響の把握、漂着地域での環境モニタリング調査、自治体が行う漂着した油状の物の回収処理への支援などを実施。

2. 対応体制の強化

- その後、奄美大島及び周辺の島の沿岸に油状の物(以下「油状物」という。)が相次いで漂着する状況が続き、また、鹿児島県において、2月8日から奄美地域海岸に漂着した油状物の回収作業が開始された。
- このような状況を踏まえ、2月8日より、本事案への対応体制を強化し、これまでの取組に加え、①漂着した油状物の回収・処理の加速化、②漂着地域の野生生物や生態系等への影響調査の拡充のための追加対策を実施中。
- 具体的には、2月8日、本省職員を現地に派遣し、現地職員とともに自治体への支援や回収作業への参加を行い、また、回収作業時の健康上の注意事項に関する通知の発出、海岸漂着物等地域対策推進事業(海ごみ補助金)の鹿児島県への追加配分などを実施した。
- さらに、今後も、状況に応じて、環境省職員を追加で現地に派遣し、漂着した油状物の回収作業や自治体への支援を実施するとともに、漂着地域における野生生物への影響把握に関する海域からの目視調査、海中のサンゴ礁等の生態系への影響把握調査を実施する。
- 2月14日、とかしき環境副大臣が鹿児島県庁にて鹿児島県知事と面会し、漂着した油状物への対応について意見交換を行うとともに、奄美大島における油状物の漂着状況に関する現地調査を行い、回収作業に参加した。



鹿児島県知事との面会



油状物の回収作業の様子

3. 今後の対応

- 引き続き、本省と地方環境事務所の連携のもと、県や地元自治体、関係機関とも連携しつつ、必要な対策と調査を並行して進めることにより、漂着地域における野生生物・生態系等の保全、海岸環境の保全、良好な景観の確保等に取り組む。

II. 各事項の対応状況

1. 漂着した油状物の回収・処理等の支援・実施

(1) 環境省による漂着した油状物の回収の推進（那覇自然環境事務所）

- 環境省（奄美自然保護官事務所）職員による油状物の漂着状況の把握及び回収作業の実施（地元自治体の回収作業にも参加）（2月8日～随時）
- さらに、環境省（九州地方環境事務所、那覇自然環境事務所）職員を奄美大島等に派遣し、油状物の漂着状況の把握及び回収作業の実施（地元自治体の回収作業にも参加）（2月13日～随時）
- アクティブ・レンジャー日記 [九州地区]に、奄美自然保護官事務所における海岸の巡視及び油状物の回収作業の取組を掲載（2月16日～）
- グリーンワーカー事業による回収作業の実施（状況に応じ）



油状物の回収作業の様子

(漂着物の特徴)

- ・海岸によって漂着量などの状況が異なる。
- ・油状物が漂着する場合のほか、ペットボトルなどの海ごみに油が付着し漂着するものもある。

(2) 自治体による漂着した油状物の回収・処理への支援

①支援体制の強化 (水・大気環境局海洋環境室、那覇自然環境事務所)

- 環境省 (本省、那覇自然環境事務所) 職員を現地に派遣し、地元自治体が行う漂着油状物の回収・処理への支援や回収作業への参加を実施 (2月8日～随時)
- 地元自治体を対象とする現地説明会を開催 (2月9日：奄美大島 (5市町村)、13日：喜界島 (1町)、14日：徳之島 (3町)、15日：沖永良部島 (2町)、16日：与論島 (1町)・鹿児島市 (6市町村))



現地説明会の様子 (2月9日)

②技術的支援 (環境保健部環境安全課)

- 漂着した油状物の回収作業時の健康上の注意事項 (例：ゴム手袋、マスク等の保護具の使用) 等に関して鹿児島県に通知を発出 (2月8日)
- 漂着した油状物の回収作業時の健康上の注意事項に関する技術的助言を実施 (2月8日～随時)

③財政的支援（水・大気環境局海洋環境室）

- 地方自治体が漂着した油状物の回収・処理を行う場合に「海岸漂着物等地域対策推進事業」が活用可能である旨を関係自治体に周知し、各種相談に対応（2月2日～随時）
- 鹿児島県に対して海岸漂着物等地域対策事業の追加配分を決定（2月8日）

2. 漂着地域における野生生物・生態系等への影響調査

（1）漂着地域の野生生物及び生態系への影響に関する調査

①野生生物の救護支援体制の整備（自然環境局野生生物課）

- 野生生物の救護等のための支援として、自治体への技術的助言、水鳥救護研修センターが備えている野生生物の保護等に必要な資機材の貸出を実施できるよう支援体制を整備（2月2日～随時）
 - 鹿児島県、奄美市が、奄美大島の海岸で油が付着したアオウミガメの死亡個体1個体を回収。獣医師が解剖した結果、油による窒息が死亡原因と考えられるとの所見を鹿児島県が公表（2月8日）

②野生生物や沿岸生態系への影響把握に関する調査（那覇自然環境事務所、自然環境局自然環境計画課）

- 海域公園地区等での海岸での巡視調査による油汚染等被害の有無等の確認、野生生物の救護等が生じた場合の地元自治体への専門的な見地からの技術的助言や現場調査を実施（2月2日～随時）
- 海域公園地区等での海域（船）からの巡視調査による油汚染等被害の有無等の確認、必要が生じた場合の野生生物の救護・回収を実施（2月14日に開始）
- 機材・人員の準備が整い次第、海中のサンゴ礁等への影響の把握調査を実施（現場域の状況を見つつ随時実施）
- 奄美群島国立公園海域公園地区における油状の物の漂着の影響把握に関する緊急調査の結果（速報）を発表（2月16日）。

（2）漂着地域における環境モニタリング調査（水・大気環境局水環境課、大気環境課）（国立研究開発法人国立環境研究所と連携）

- 奄美大島の海岸の漂着状況等に関する現地踏査を実施（2月5日～7日）
- 現地踏査を踏まえ、海水・大気等の試料採取を実施（海水等：2月7日～8日、大気：2月8日～9日及び2月15～16日）

- 採取した海水・大気等について分析を実施中（2月9日～）



海水採取の状況

（3）SANCHI 号流出油及び漂着油状物に関する環境影響の検討

- SANCHI号の事故に伴い流出した油及び奄美大島等に漂着した油状物に関して、水・大気環境及び野生生物・生態系への影響を検討するため、国立環境研究所及び環境省による検討チームを設置（2月15日）。

※ 上記2. の調査については、内閣官房ホームページ掲載情報の「3. 油状の物の漂着地域での環境調査」にも掲載されている。

https://www.cas.go.jp/jp/houdou/20180209eikyo_chosa.html

【関連ページ】

- ・海上保安庁ホームページ（奄美大島等における油状物関連情報）
<http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/post-432.html>
- ・鹿児島県ホームページ（奄美大島周辺地域の油状漂着物に関する情報）
<https://www.pref.kagoshima.jp/ad01/bosai/kikikanri/torikumi/hyoucyaku.html>

(参考1)

環保安発第1802081号
平成30年2月8日

鹿児島県環境林務部長 殿

環境省大臣官房
環境保健部環境安全課長

漂着油回収作業に伴う健康上の注意事項等について

奄美大島等の漂着油が確認された海岸において、油の回収作業に従事する地域住民、ボランティア等に係る健康上の注意事項等について、別添のとおりとりまとめたので、参考とされたい。

(別添)

油回収作業に伴う健康上の注意事項等について

1 回収作業における健康上の注意事項

- (1) 年齢、健康状況（風邪、高血圧、心臓病等）、疲労状況等を勘案して、休養と栄養を十分とるなど体調には十分配慮すること。
- (2) 十分な防寒装備をするとともに、汗をかくので下着やタオルを用意すること。
- (3) 皮膚、粘膜等への油による影響を防ぐため、必要に応じ、メガネやゴーグル、耐油性のゴム手袋、カッパ等の保護衣、マスク、ゴム長靴等の保護具を使用すること。
- (4) 作業中は油に直接接触れることは避け、皮膚に油が付着した場合には、素早く水又は石鹼で洗い流すこと。皮膚の洗浄に灯油、シンナー等の有機溶剤を用いることは避けること。
- (5) 目に油が入ったり、油を飲み込まないように注意すること。
- (6) 気分が悪くなった場合、目の異常、頭痛、食欲不振等の症状に気づいた場合には、医師や保健師に相談すること。
- (7) 作業に無理が生じないように、一定時間ごとに現場から離れて休息をとることが望ましいこと。
- (8) 岩場などで滑りやすい箇所もあるので、足下には十分注意すること。
- (9) 衣類等に付着した油を取り除くためには、おがくず又は油取り布等を用いることとし、安易に有機溶剤を用いないこと。

2 健康上の注意事項の周知徹底

- (1) 地域住民、ボランティア等が新たに油の回収作業に従事する場合には、作業に先立ち、健康上の注意事項について周知徹底を図ることが望ましいこと。
- (2) 回収作業の行われている作業現場に健康上の注意事項を掲示することにより、その周知を図ることが望ましいこと。

3 健康管理体制の整備

消防防災主管部局、保健福祉部局、医療機関等との連携により、緊急時に適切な対応が図れる体制を整備することが望ましいこと。

(お知らせ)

奄美群島国立公園海域公園地区における油状の物の漂着の影響把握に関する
緊急調査の結果（速報）

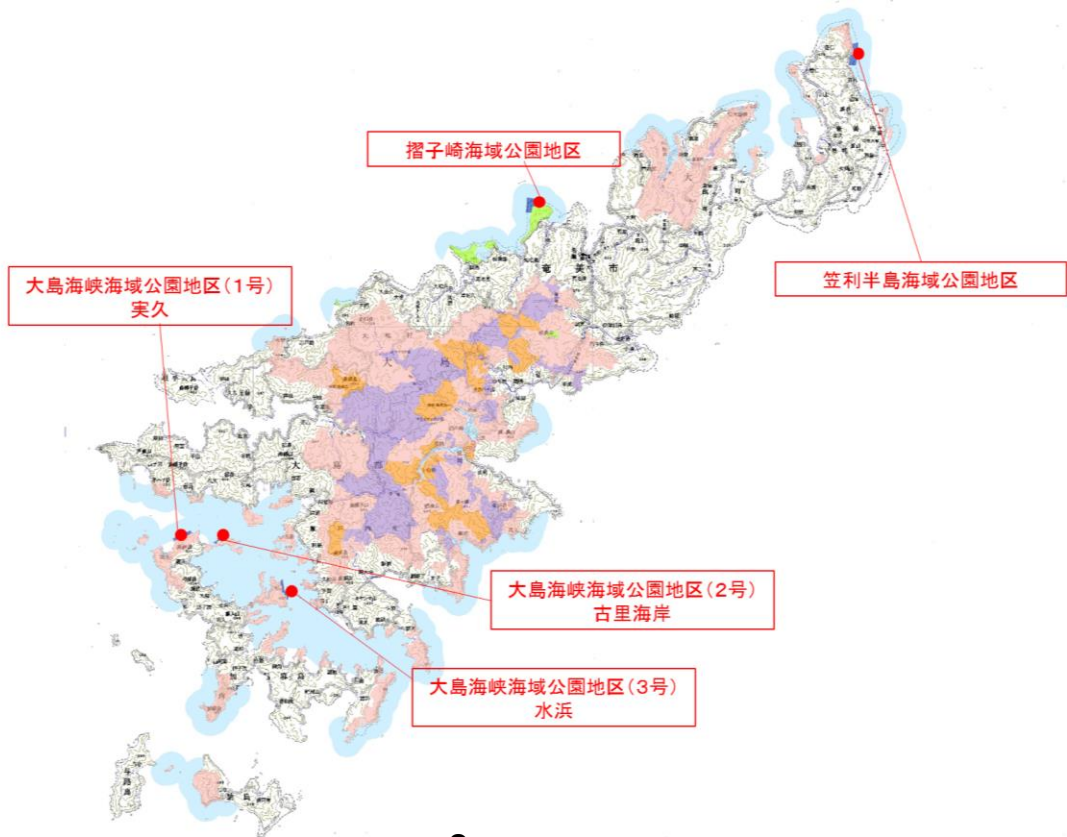
平成30年2月16日（金）

環境省九州地方環境事務所
那覇自然環境事務所
所長 東岡 礼治
国立公園企画官 速水 香奈

那覇自然環境事務所では、現在発生している奄美大島への油状の物の漂着による沿岸域の生態系への影響把握のため、奄美群島国立公園の5つの海域公園地区において、目視による緊急調査を行いました。その結果、水浜を除く4地区の海岸において、油状の物の漂着を確認したものの、海面における浮遊はありませんでした。イシサンゴ類等への付着も確認されず、現時点ではイシサンゴ類、海藻海草類、貝類、ウニ・ヒトデ類（棘皮動物）の生息・生育には特に異変がないことを確認しました。

1. 調査日及び調査場所

- ① 2月12日（月） 笠利半島海域公園地区
- ② 2月14日（水） 大島海峡海域公園（1～3号地区）
- ③ 2月15日（木） 摺子崎海域公園地区



2. 調査結果の概要

① 笠利半島海域公園地区

- ・調査地点：用集落北小浜礁原、用集落前礁池



- ・調査方法：干潮時に海岸から礁池・礁原に入り目視で油状の物の付着の状況を把握
- ・調査結果：

集落北小浜の砂浜において、局所的に油状の物の漂着が見られた。両調査地点における海面や波打ち際での油状の物の浮遊はなく、北小浜礁原上において、2つのオイルボールが見つかった他は、サンゴ岩や海底、水中生物への付着は見られなかった。イシサンゴ類や棘皮動物、貝類、海藻・海草類等の生息・生育にも、特に異変がないことを確認した。

<用集落北小浜礁原（左：用集落北小浜、右：礁原の塊状サザナミサンゴ科群集）>



<用集落前礁池（左：礁池の海草ウミヒルモ、右：サンゴ群集）>



② 摺子崎海域公園地区

- ・調査地点：大浜海浜公園小浜から東端の浜および地先の礁原、礁池



- ・調査方法：干潮時に海岸から礁池・礁原に入り目視で油状の物の付着の状況を把握
- ・調査結果：

調査地点の海岸線一帯に油状の物の漂着が見られた。両調査地点における海面や波打ち際での油状の物の浮遊はなく、礁池において油が付着した石が見つかった他は、サンゴ岩や海底、水中生物への付着は見られなかった。イシサンゴ類や棘皮動物、貝類、海藻・海草類等の生息・生育にも、特に異変がないことを確認した。

< 摺子崎礁原（左：礁原のミドリイシ属群体、右：塊状ハマサンゴ） >



< 摺子崎礁池（左：礁池のミドリイシ属群体、右：海藻カギケノリ） >



③ 大島海峡海域公園地区

- ・調査地点：実久（1号）、古里海岸（2号）、水浜（3号）のサンゴ礁及び砂浜



- ・調査方法：

船舶を使用し、干潮時に海面から目視で礁池・礁原の油状の物の付着の状況を把握

- ・調査結果：

外洋に面する実久（1号）の海岸部一帯で油状の物の漂着が見られ、古里海岸（2号）の中央部にも少量の漂着が見られた。各調査地点とも、海面や波打ち際での油状の物の浮遊はなく、サンゴ岩や海底、水中生物への付着は見られなかった。イシサンゴ類や棘皮動物、貝類、海藻・海草類等の生息・生育にも、特に異変がないことを確認した。

<実久（1号）（左：実久に漂着した油状の物、右：礁池のサンゴ群集）>



<古里海岸（2号）（左：古里海岸に漂着した油状の物、右：礁原のサンゴ群集）>



<水浜（3号）（左：水浜・油状の物の漂着なし、右：ユビエダサンゴ群落）>



3. 今後の対応について

引き続き、巡視等により目視調査を継続し、現状把握に努める。また、今後、沿岸域の生態系への影響を把握するため、サンゴ礁等を対象とした水中からの詳細な調査を実施する予定。

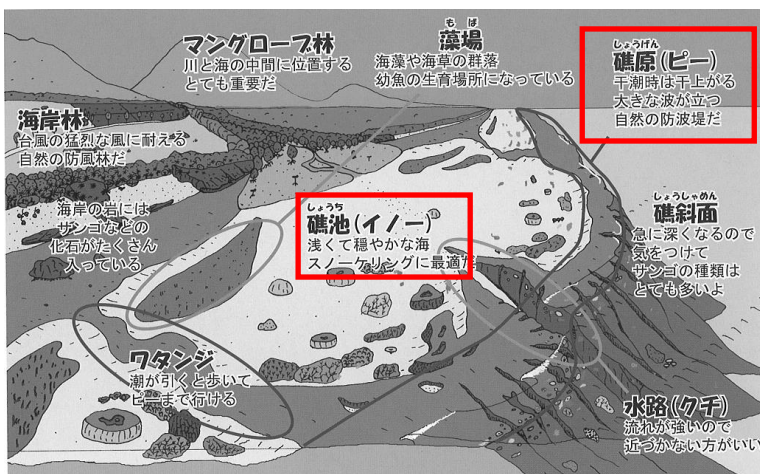
お問い合わせ先：

環境省那覇自然環境事務所国立公園課

担当：速水、黛

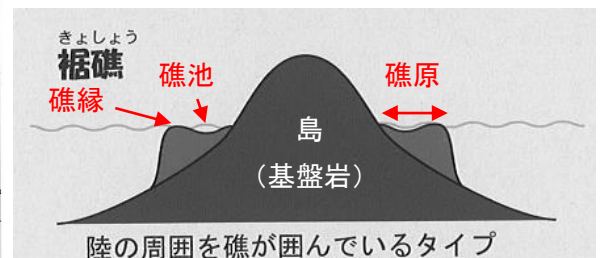
TEL：098-836-6400 FAX：098-836-6401

【参考】礁原及び礁池について



パンフレット「八重山のサンゴ礁」より

(那覇自然環境事務所)



・礁原：

サンゴ礁の上面の平坦な部分で、干潮時は干上がる。大きな波がたつ、自然の防波堤

・礁池：

裾礁の礁原に発達し、浅く静穏な水域。繊細な群体形のサンゴが生育し、海草帯などが発達する。

東シナ海で沈没したタンカー-SANCHI号からの流出油等に関する調査について

本年1月14日に東シナ海において沈没したパナマ船籍タンカー-SANCHI号(以下、S号。)への対応として、我が国は中国を含む関係国と緊密に協力しつつ、救助活動や海洋汚染の防除活動を行っております。引き続き、これらの活動を行うとともに、関係省庁が連携して、下記のとおり、S号からの流出油の海洋環境調査や水産資源への影響調査を行います。また、S号からの流出油との関係の有無は現時点で断定できませんが、本年1月28日以降奄美大島等に漂着した油状の物に関して、漂着地域での環境影響調査を行います。

1 S号から流出した油による海洋環境調査

(1) 概要

S号周辺海域及び沖縄近辺から南九州沿岸にかけての海域で採水を行い、その採水した海水中に含まれる油分を調べることにより、汚染の範囲を明らかにします。

(2) 実施者

海上保安庁

(3) 期間

1月29日(月)～2月2日(金)

(4) 海域

別図1のとおり

(5) 調査船

測量船 昭洋(総トン数 3,000トン)

(6) 結果の公表時期

2月下旬

※今後の調査については、分析結果等をふまえ、検討する



測量船 昭洋

別図1 採水位置図



2 S号から流出した油による水産資源への影響調査

(1) 概要

本調査は、S号から流出した油による水産資源や漁場への影響を調べることを目的としています。本調査は、東シナ海において海水や動物プランクトンを採取し、分析等を行い、浮流油が魚類等に与える毒性を明らかにします。

なお、本調査は、水産庁の委託事業として毎年定期的に行っている「浮魚産卵調査及び漁業資源餌料環境調査」の一環として行います。

(2) 実施者

国立研究開発法人 水産研究・教育機構（水産庁委託）

(3) 期間

2月16日（金）～3月12日（月）

(4) 海域

別図2のとおり

(5) 調査船

漁業調査船 陽光丸（国立研究開発法人 水産研究・教育機構所属船 692トン）

(6) 調査機器

採水器、プランクトンネット

(7) 結果の公表時期

4月上旬頃



調査機器（予定）



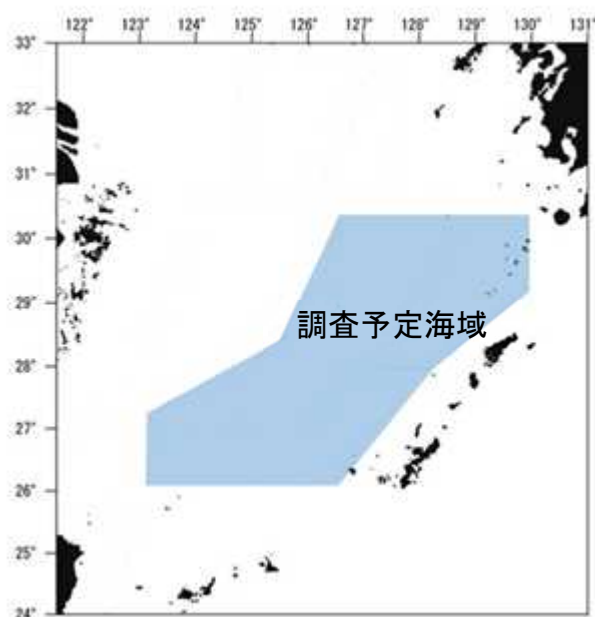
採水器（GO-FLO 採水



プランクトンネット

（ノルパックネット（動物プランクトン））

図2 調査海域図



3 油状の物の漂着地域での環境調査

奄美大島等に漂着した油状の物*に関して、漂着地域での環境調査を行っています。

I. 環境モニタリング調査

(1) 概要

漂着した地域において、海水、大気等を採取し、含まれる化学物質等を測定することにより、汚染の状況を把握します。

(2) 実施者

環境省（国立研究開発法人 国立環境研究所と連携して実施）

(3) 期間

2月5日から現地踏査を開始し、試料のサンプリングを順次実施中、その後分析を実施。

(4) 調査地点

奄美大島において油状の物が漂着していた地域から選定（海水等：5地点程度、大気：5地点程度）

(5) 結果の公表時期

分析結果を評価の上、順次公表



II. 野生生物・生態系への影響把握調査

(1) 概要

奄美大島等に漂着した油状の物*に関して、漂着地域での水鳥等の野生生物と貴重な生態系への影響の把握を行っています。

自然環境に関する知見を有する環境省職員が、地元自治体等と連携し、水鳥における油汚染等被害の有無や国立公園区域を中心とした地域への油状の物の漂着状況について随時確認を行っています。水鳥救護の必要が生じれば、地元自治体に対して専門的な見地からの技術的助言や現場調査を行います。

また、沿岸域の野生生物や生態系への影響を把握するための船舶による緊急調査を行うとともに、準備が整い次第、海中のサンゴ礁等への影響の把握調査を行います。

(2) 実施者

環境省

(3) 期間

職員による影響把握：2月2日より継続的に実施

船舶による緊急調査：2月11日の週に実施予定（天候と海況による）

水中調査：安全性を確認の上、機材・人員等の準備が整い次第実施

(4) 調査地点

主に奄美大島の北西部沿岸域

(5) 結果の公表時期

巡視等の結果は随時

その他の調査結果は、年度内を目途に公表

* 奄美大島等に漂着した油状の物と S 号から流出した油との関係については、海上保安庁がそれぞれ採取したサンプルの分析を行っているところです。(奄美大島等に漂着した油状の物は C 重油相当の油または原油相当の油であると判明しました。一方、これらが S 号沈没地点付近の海面に浮流する油と類似するものであるという結果は現時点で出ていませんが、これをもって直ちに両者の関係が無いものとは断定できません。)

(問い合わせ先)

内閣官房副長官補室

参事官補佐 大戸 貴之

TEL : 03-3581-0208

海上保安庁海洋情報部環境調査課

課長補佐 渡邊 義和

TEL : 03-3595-3609 (内線:2903)

水産庁増殖推進部漁場資源課

課長補佐 船本 鉄一郎

TEL : 03-6744-2377

3のIについて

環境省水・大気環境局水環境課

課長補佐 出水 孝征

TEL : 03-5521-8316

3のIIについて

環境省自然環境局自然環境計画課

保全再生調整官 岡野 隆宏

TEL : 03-5521-8343

東シナ海におけるタンカー衝突事故について

1 事実概要

- ・平成30年1月6日、上海沖にて衝突、以後南方向け漂流
- ・1月14日、沈没（推定）
- ・1月15日、現場海域に浮流油を確認
- ・1月15日以降、浮流油の調査、行方不明乗組員の搜索及び油防除作業を開始

2 浮流油の状況

・2月19日、S号沈没位置付近から、長さ約500メートル、幅約150メートルの範囲に浮流油を認めているものの、浮流油については末端から拡散消滅している状況

3 沈没船舶の要目（船主からの情報）

船種船名 タンカー「SANCHI」

全 長 274メートル

総トン数 85,465トン

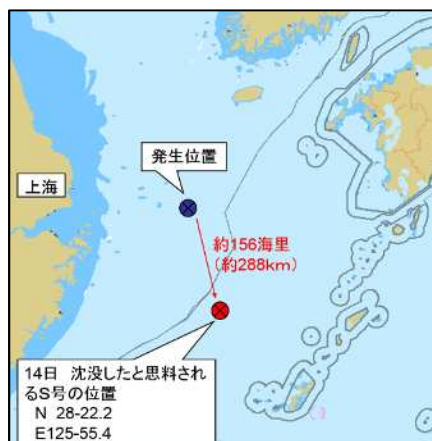
乗組員 乗組員数32名（イラン籍30名、バングラディッシュ籍2名）

積 荷 コンデンセート約11.1万トン（軽質油で揮発性が高い）

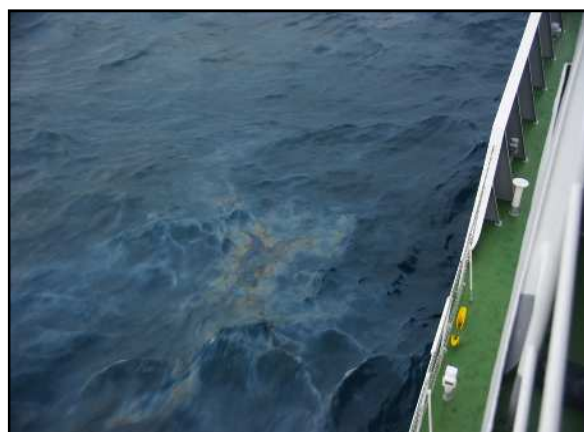
残燃料油 A重油 約120トン、C重油 約2,000トン

タンカー乗組員（32名）全員が行方不明、中国側の発表によると、これまでに3名の遺体が発見された

【衝突位置】



【浮流油の状況(2月19日7時30分)】



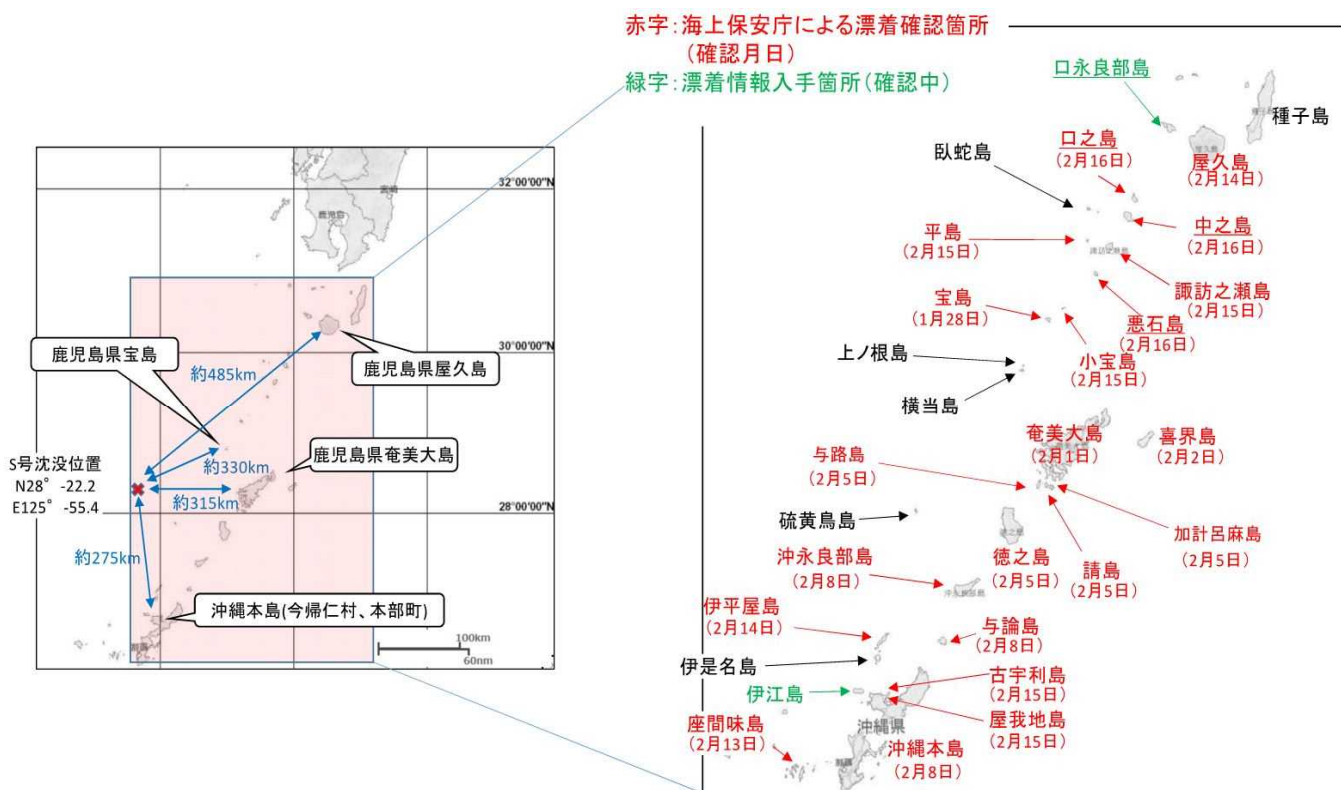
鹿児島県奄美大島、沖縄県沖縄本島等における油状漂着物への対応状況（2月18日現在）

1 油状物の確認状況

平成30年1月28日以降、鹿児島県奄美大島、沖縄県沖縄本島等21島の海岸の一部において油状漂着物を確認。（口永良部島及び伊江島は、当庁職員による確認作業中）

巡視船・航空機による状況調査を実施するとともに、当庁職員により地方自治体等と連携して調査、回収作業を実施しているところ。

なお、これまでのところ人的被害や漁業被害等に関する情報は確認されていない。



2 調査・回収作業の状況

【油状物の漂着状況】



【漂着した油状物】



【機動防除隊による調査】



【回収作業】

